

証券コード9070
2023年6月9日
(電子提供措置の開始日2023年6月7日)

株 主 各 位

富山県高岡市昭和町3丁目2番12号
トナミホールディングス株式会社
代表取締役社長 高 田 和 夫

第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第103回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第103回定時株主総会招集ご通知」および「第103回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.tonamiholdings.co.jp/investor/shareholder/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスして、当社名（トナミホールディングス）又は証券コード(9070)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を事前に行ってくださいますようお願い申し上げます。議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に沿って2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 富山県高岡市昭和町3丁目2番12号 当社本社 4階ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第103期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第103期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新の件

以上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 4. 総会ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

議決権行使方法のご案内

当日ご出席されない場合

郵送によるご行使



行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後5時30分必着

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによるご行使



行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後5時30分まで

インターネットにより議決権を行使していただけます。
[詳しくは次頁をご覧ください。](#)

当日ご出席される場合

株主総会への出席



株主総会
日時

2023年6月29日（木曜日）
午前10時開催

当日、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

● 議決権行使のお取り扱い

1. 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

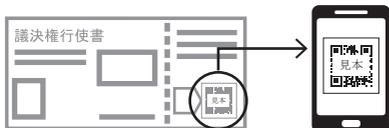
機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として株式会社ICJが運営する機関投資家むけ議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

「スマート行使」によるご行使について

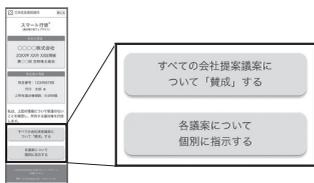
① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



※ QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

② 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



議決権再行使のお手続き方法について

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

※スマート行使は、日本株主データサービス株式会社の登録商標です。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行

証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号 **0120-652-031**（フリーダイヤル）

（受付時間 午前9時～午後9時）

インターネットによるご行使について

お手元の議決権行使書用紙の、所有株式数が印字されている面の左下に記載されている「議決権行使コード」及び「パスワード」をご用意のうえ、アクセスをお願いいたします。

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



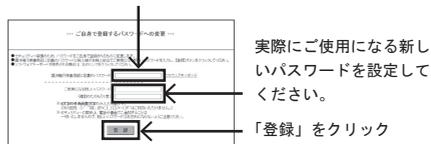
② ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③ パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「初期パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信用金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

事業報告（2022年4月1日から 2023年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2022年4月1日～2023年3月31日、以下「当期」という。）における日本経済は、社会経済活動の正常化が進む中で、景気を持ち直しが期待されましたが、ウクライナ情勢の長期化や円安等により、原油・原材料価格の高騰に加え、消費者物価が上昇するなど、厳しい状況で推移しました。

物流業界におきましては、2022年度の国内貨物輸送量は消費関連貨物が持ち直したものの、建設関連貨物の減少等により、2年ぶりにマイナスに転じる見通しとなっています。また、軽油価格が高止まりしており、トラック運送事業者の経営に深刻な影響を及ぼしていることに加え、2024年問題の対応にむけて、労働環境の改善等にとまなう対応コストの増大が見込まれるなど、厳しい経営環境が続いています。

このような環境の中で、当社グループは、「第22次中期経営計画（2021年4月1日～2024年3月31日）：コーポレート・スローガン『TONAMI NEW PLAN 2023』」の取組みを進めております。新しい経営ステージをめざし、過去最高の業績目標に加え、DX（デジタルトランスフォーメーション）を活用した物流システムの展開やM&A、設備投資の積極展開などをはかり、社会の持続的な発展にも寄与できるよう計画達成にむけ邁進しております。

物流関連事業におきましては、中長期的な成長を継続していくための経営基盤の強化にむけて、業務効率化による生産性の向上、物流サービスと輸送事業の連携強化による総合的なロジスティクス提案力の強化、外注業務の内製化を中心とするコストコントロールの強化に取り組んでまいりました。

その結果、当社グループの当期経営成績は、営業収益において1,419億20百万円と前期に比べ65億58百万円（4.8%）の増収となりました。

利益に関しては、業務効率化による生産性の向上と外注業務の内製化等のコストコントロールの強化に努めた結果、営業利益は73億81百万円と、前期に比べ11百万円（0.2%）の増益となりました。

経常利益は81億89百万円と、前期に比べ2億83百万円（3.6%）の増益となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は、53億91百万円を計上し、前期に比べ2億80百万円（5.5%）の増益となりました。

当期の期末配当金につきましては、創立80周年記念配当として10円および普通配当金10円を増配し、1株あたり80円とさせていただきます。既に実施済の中間配当金60円と合わせた年間配当金は1株あたり140円となります。

セグメントの業績は次のとおりです。

なお、以下におけるセグメント利益は営業利益ベースの数値であります。

〈物流関連事業〉

物流関連事業は、貨物輸送量の増加などにより営業収益は1,335億45百万円と、前期に比べ58億54百万円（4.6%）の増収となりました。

セグメント利益は、64億83百万円を計上し、前期に比べ28百万円（0.4%）の増益となりました。

〈情報処理事業〉

情報処理事業の営業収益は31億98百万円と、前期に比べ4億65百万円（17.0%）の増収となりました。

セグメント利益は5億17百万円を計上し、前期に比べ73百万円（16.6%）の増益となりました。

〈販売事業〉

物品販売ならびに委託売買業、損害保険代理業などの販売事業の営業収益は31億45百万円と、前期に比べ1億19百万円（4.0%）の増収となりました。

セグメント利益は2億86百万円を計上し、前期に比べ24百万円（9.5%）の増益となりました。

〈その他〉

その他では、自動車修理業やその他事業などで営業収益は20億30百万円と、前期に比べ1億19百万円（6.2%）の増収となりました。

セグメント利益は2億94百万円を計上し、前期に比べ1億9百万円（27.2%）の減益となりました。

今後の経済情勢につきましては、コロナ禍による社会経済活動への制約がほぼ解消され、景気が感染状況に左右されないアフターコロナ期に移行していくものと思われませんが、ウクライナ情勢の長期化や海外経済の減速に加え、物価上昇が景気を下押しするリスクとなっているほか、燃料価格が高止まりしており、先行きは依然として不透明な状況が続くものと予想しております。

このような環境の中、当社グループの2024年3月期の連結業績予想につきましては、次のとおり見込んでおります。

(連結業績予想)

| | | |
|-----------------|------------|-------------|
| 営業収益 | 150,000百万円 | (前期比 5.7%増) |
| 営業利益 | 8,000百万円 | (前期比 8.4%増) |
| 経常利益 | 8,400百万円 | (前期比 2.6%増) |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 5,800百万円 | (前期比 7.6%増) |

(注) 上記見通しは、当社が現時点で入手可能な情報に基づき合理的と判断したものであり、実際の業績は見通しと異なる場合があります。

事業別営業収益

| 事業別 | 金額 (百万円) | 構成比 (%) | 前期比増減率 (%) |
|--------------------------|-----------|---------|------------|
| 物流関連事業 | (133,545) | (94.1) | (4.6) |
| 貨物自動車運送事業 および貨物利用運送事業 | 93,326 | 65.8 | 3.7 |
| 倉庫業 | 34,509 | 24.3 | 3.7 |
| 港湾運送事業 | 5,709 | 4.0 | 29.9 |
| 情報処理事業 | (3,198) | (2.3) | (17.0) |
| 販売事業 | (3,145) | (2.2) | (4.0) |
| その他 | (2,030) | (1.4) | (6.2) |
| 合計 | 141,920 | 100.0 | 4.8 |

(注) 「その他」には、自動車修理業、その他事業の各収入を含めて表示しております。

(2) 設備投資等および資金調達状況

当連結会計年度中の設備投資総額は50億71百万円で、その主な設備は、建物・構築物7億75百万円、機械装置1億16百万円、車両運搬具6億73百万円、リース資産23億62百万円、建設仮勘定6億30百万円であります。設備資金は、自己資金、銀行借入れや社債の発行により調達しております。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

該当事項はありません。

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新築、拡充

トナミ運輸(株)尼崎支店(兵庫県尼崎市)が該当し、当連結会計年度終了時点において準備を継続しておりましたが、2023年5月に新施設への移転が完了し、稼働を開始しております。

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(3) 対処すべき課題

トナミホールディングスグループは、「第22次中期経営計画(2021年4月1日～2024年3月31日):コーポレート・スローガン『TONAMI NEW PLAN 2023』」の取組みを進めております。

新しい社会構造の中、当社グループのあらゆるステージを変革することで、次世代の物流企業への進化を通じた企業価値の向上を実現し、社会の持続的な発展へ貢献する企業をめざしてまいります。

【第22次中期経営計画における5つの重点戦略】

① 事業の成長

▶ 輸送サービスと物流サービスの連携強化・新規流通センター開発、M&Aや事業再編による事業の成長

② 事業基盤の変革

▶ TDX(TONAMI デジタルトランスフォーメーション)による業務効率の向上と物流輸送の高度化

③ 人材の確保

▶ 多様な人材の採用確保、事業形態や地域特性に応じた人事制度の構築

④ 資本形成

▶ 自己資本比率の向上と安定した資本政策

⑤ 経営品質の向上

▶ 経営品質(CSR・BCP)と成長性(ESG)評価や社会的認知度の向上

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

| 区 分 | 第100期 2019年度 | 第101期 2020年度 | 第102期 2021年度 | 第103期 2022年度(当期) |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------------|
| 営 業 収 益 | 138,167 | 134,695 | 135,361 | 141,920 |
| 経 常 利 益 | 7,329 | 7,146 | 7,906 | 8,189 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 4,125 | 4,660 | 5,110 | 5,391 |
| 1株当たり当期純利益 | 455円18銭 | 514円23銭 | 563円99銭 | 594円99銭 |
| 総 資 産 | 145,531 | 150,777 | 154,263 | 162,511 |
| 純 資 産 | 71,225 | 77,214 | 80,920 | 87,861 |

(9) 重要な親会社および子会社の状況

①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主な事業内容 |
|-------------|-----------------------|----------|-----------|
| トナミ運輸株式会社 | 10,000 ^{百万円} | 100% | 貨物自動車運送事業 |
| トナミ商事株式会社 | 50 | 100 | 物品販売事業 |
| トナミ運輸信越株式会社 | 50 | 100 | 貨物自動車運送事業 |
| トナミ運輸中国株式会社 | 50 | 100 | 貨物自動車運送事業 |
| 阿南自動車株式会社 | 23 | 100 | 貨物自動車運送事業 |
| トナミ国際物流株式会社 | 60 | 100 | 港湾運送事業 |
| 京神倉庫株式会社 | 490 | 100 | 倉庫業 |

(注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社7社を含む25社であり、持分法適用会社は5社であります。

2. 当期の連結営業収益は前期比4.8%増の1,419億20百万円、連結経常利益は前期比3.6%増の81億89百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比5.5%増の53億91百万円となっております。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

1. 特定完全子会社の名称および住所

トナミ運輸株式会社

富山県高岡市昭和町3丁目2番12号

2. 当社および完全子会社等における特定完全子会社の株式の事業年度の末日における帳簿価額の合計額

266億66百万円

3. 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

905億円

(10) 主要な事業内容

当社は純粋持株会社であり、次の各事業を営む会社を支配管理しております。事業部門別の主要な内容は下記のとおりです。

| 事業区分 | 事業内容 |
|--------|-------------------------------|
| 物流関連事業 | 貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、倉庫業、港湾運送事業 |
| 情報処理事業 | 情報処理事業 |
| 販売事業 | 物品販売ならびに委託売買業、損害保険代理業、総合リース業 |
| その他 | 自動車修理業、その他事業 |

(11) 主要な事業所

| 会社名 | 名称 | 所在地 |
|-------------|-------------------|-----------------------|
| 当社 | 本社 | 富山県高岡市昭和町3丁目2番12号 |
| トナミ運輸株式会社 | 本社 | 富山県高岡市昭和町3丁目2番12号 |
| | 相模支店 | 神奈川県海老名市上郷4-1-2 |
| | 浦和支店 | 埼玉県さいたま市緑区中野田字谷ノ前1045 |
| | 中央支店 | 富山県射水市津幡江95 |
| | 富山支店 | 富山県富山市宮町334-1 |
| | 金沢支店 | 石川県金沢市神野町東202 |
| | 福井支店 | 福井県福井市今市町11-7-1 |
| | 南大阪支店 | 大阪府堺市堺区築港八幡町1-1 |
| 東大阪支店 | 大阪府東大阪市本庄中1-4-90 | |
| 大阪中央支店 | 大阪府大阪市鶴見区焼野3-2-11 | |
| トナミ商事株式会社 | 本社 | 富山県高岡市昭和町1-2-10 |
| トナミ運輸信越株式会社 | 本社 | 新潟県新潟市西区北場1087-1 |
| トナミ運輸中国株式会社 | 本社 | 広島県広島市西区草津港3-2-1 |
| 阿南自動車株式会社 | 本社 | 長野県諏訪市中洲5502-18 |
| トナミ国際物流株式会社 | 本社 | 神奈川県横浜市中区山下町23 |
| 京神倉庫株式会社 | 本社 | 京都府京都市下京区和気町21-1 |

(12) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の数

| 事業区分 | 従業員数 | 前期比増減 |
|--------|--------|-------|
| 物流関連事業 | 6,240名 | 98名減 |
| 情報処理事業 | 142名 | 3名増 |
| 販売事業 | 88名 | 2名減 |
| その他 | 110名 | 8名増 |
| 全社(共通) | 74名 | 1名増 |
| 合計 | 6,654名 | 88名減 |

② 当社の従業員数

| 従業員数 | 前期比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-------|-------|--------|
| 74名 | 1名増 | 48.5歳 | 23.7年 |

(13) 主要な借入先の状況

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|--------------------------|
| 株式会社みずほ銀行 | 3,170 <small>百万円</small> |
| 株式会社北陸銀行 | 1,850 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,500 |
| 株式会社三井住友銀行 | 1,450 |
| 株式会社りそな銀行 | 670 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 610 |

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 29,920,000株
(2) 発行済株式の総数 9,761,011株 (自己株式 698,252 株を含む。)
(3) 株主数 4,891名
(4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持株比率 |
|-----------------------------------------|--------|--------|
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社 | 694 千株 | 7.67 % |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 有 限 公 司 | 622 | 6.87 |
| 株 式 有 限 公 司 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 | 542 | 5.99 |
| ト ナ ミ 運 輸 従 業 員 持 株 会 | 483 | 5.34 |
| ト ナ ミ 共 栄 会 | 440 | 4.86 |
| 株 式 有 限 公 司 北 陸 銀 行 | 336 | 3.71 |
| 三 菱 ふ そ う ト ラ ッ ク ・ バ ス 株 式 有 限 公 司 | 325 | 3.59 |
| 東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 有 限 公 司 | 322 | 3.56 |
| ト ナ ミ 親 和 会 | 310 | 3.43 |
| T O Y O T I R E 株 式 有 限 公 司 | 299 | 3.30 |

- (注) 1. 当社は、2023年3月31日現在自己株式698千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 上記持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 622千株
株式会社日本カストディ銀行 542千株

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

| 地 位 | 氏 名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|--------------------------|-----------|--------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役) | 高 田 和 夫 | 経営企画グループ担当 トナミ運輸㈱代表取締役社長 |
| 専 務 取 締 役 | 泉 伸 一 | 物流戦略担当 トナミ運輸㈱専務取締役 |
| 常 務 取 締 役 | 寺 拝 豊 信 | 人事管理グループ担当 トナミ運輸㈱常務取締役 |
| 取 締 役 | 佐 藤 公 昭 | 経営管理グループ担当兼社長室長兼内部統制担当 トナミ運輸㈱常務取締役 トナミビジネスサービス㈱代表取締役社長 |
| 取 締 役 | 犬 島 伸 一 郎 | コーセル㈱社外取締役（監査等委員） |
| 取 締 役 | 早 水 暢 哉 | 早水法律事務所所長 |
| 取 締 役 | 笠 井 千 秋 | |
| 常 勤 監 査 役 | 三 枝 保 弘 | トナミ運輸㈱監査役 |
| 常 勤 監 査 役 | 輪 達 光 春 | トナミ運輸㈱監査役 |
| 監 査 役 | 松 村 篤 樹 | あおぞら経営㈱代表取締役 あおぞら経営税理士法人代表社員 アルビス㈱社外取締役 |
| 監 査 役 | 尾 田 利 之 | 中野一輝税理士事務所部長 |

- (注) 1. 取締役 犬島伸一郎氏、早水暢哉氏、笠井千秋氏は、社外取締役であります。なお、犬島伸一郎氏、早水暢哉氏、笠井千秋氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役 松村篤樹氏、尾田利之氏は、社外監査役であります。なお、松村篤樹氏、尾田利之氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役 三枝保弘氏は、長年当社の経営企画部門を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 輪達光春氏は、長年当社の経理財務部門を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 松村篤樹氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 尾田利之氏は、税理士として税務について豊富な知識と経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 代表取締役社長 綿貫勝介氏は、2022年12月23日に逝去により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は、トナミ運輸㈱代表取締役社長および一般社団法人富山県トラック協会会長でありました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役および監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。

なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(4) 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法および内容

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を2021年3月1日開催の取締役会の決議により定めております。決定方針の内容は下記のとおりです。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に関しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

②基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社の役員報酬規程に基づき、役位、業務執行の困難さ、責任の重大性、会社の業績、社員給与とのバランス、世間相場等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等は、取締役会において定めた決定方針に基づく報酬基準に従って支給されていることから、取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿っています。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役および監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第86回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額2億5千万円以内、監査役の報酬額を年額6千万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名、監査役の員数は5名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の決議に基づき代表取締役社長高田和夫がその具体的内容について委任を受けるものとしております。代表取締役社長に本権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

④取締役および監査役の報酬等の額

| | | | | | |
|-----|----|-------|-------|----|--------|
| 取締役 | 8名 | 40百万円 | (うち社外 | 3名 | 18百万円) |
| 監査役 | 4名 | 13百万円 | (うち社外 | 2名 | 8百万円) |

(注) 期末現在の人員数は取締役7名、監査役4名であります。

⑤取締役および監査役の業績連動報酬等および非金銭報酬等の額
該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

①取締役 犬島伸一郎氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係
特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席し、主に経験豊富な経営者の観点からの必要な発言を適宜行っております。さらに、長年の金融機関における経験や企業経営の豊富な経験と見識に基づいた助言・提言等、社外取締役に求められる役割を果たしております。

②取締役 早水暢哉氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

当社は早水暢哉氏と顧問弁護士契約を締結しておりますが、その報酬額は、年間1,000万円未満であり、特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席し、主に法律分野での豊富な経験・見地からの必要な発言を適宜行っております。さらに、長年の弁護士としての経験を通じて培われた企業法務に関する見識に基づいた助言・提言等、社外取締役に求められる役割を果たしております。

③取締役 笠井千秋氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係
特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役就任後に開催の取締役会9回のうち全てに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から必要な発言を適宜行っております。さらに、長年の金融機関における経験や企業経営の豊富な経験と見識に基づいた助言・提言等、社外取締役に求められる役割を果たしております。

④監査役 松村篤樹氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

当社は松村篤樹氏と顧問契約は締結しておりませんが、同氏が代表社員を務めるあおぞら経営に、不定期にデューデリジェンス等を依頼し、あおぞら経営に対して報酬等を支払うことはありますが、その額は年間1,000万円未満であり、特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会12回、監査役会12回のうち全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの必要な発言を適宜行っております。

⑤監査役 尾田利之氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会12回、監査役会12回のうち全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 42百万円

②当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 48百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社およびグループ会社の取締役、従業員を含めた行動規範として「トナミグループ社員行動規範」を定めるとともに、これらの遵守をはかる。

取締役会については取締役会規則が定められており、その適切な運営が確保されており、月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通をはかるとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて外部の専門家起用し法令定款違反行為を未然に防止する。また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行について監査役会の定める監査の方針および分担に従い、社外監査役を含め各監査役の監査対象となっている。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役および取締役に報告し、その是正をはかる。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書取扱規程および文書保存規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、「トナミグループ経営リスクマネジメント管理規程」に基づき、トナミグループの業務執行に係るリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者について体制を整える。

- 車輛の運行に関わるリスク
- 貨物の輸送・保管・加工に関わるリスク
- 取引先の信用リスク
- 人事リスク
- 情報システムリスク
- 財務リスク
- 管財リスク

○ 大規模災害

ロ. リスク管理体制の基礎として「トナミグループ経営リスクマネジメント管理規程」を定め、社長を最高責任者として、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に則りリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には「トナミグループ大規模災害対応規程」および「トナミグループ緊急時対応規程」に基づき、社長を本部長とした災害対策本部を設置し、規模に従って迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催するものとする。
ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定める。

⑤使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンス体制の基礎として「トナミグループ社員行動規範」を定め、意思決定機関として、社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制担当役員を中心とする内部統制システムの向上をはかる。

ロ. 内部監査部門として執行部門から独立した監査室を置く。また、コンプライアンスの統括組織としてコンプライアンス委員会を設置し、内部統制チーム（監査室内）が内部統制体制の維持・向上のための統括・運営・研修を行う。

ハ. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。

ニ. 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、本社の内部統制チーム（監査室内）を直接の情報受領者とする社内通報システム「トナミグループ社内通報規程」を運用する。

ホ. 監査役は当社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

⑥当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用する行動指針として「トナミグループ社員行動規範」を定めるとともに、「グループ運営規程」を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定める。経営管理については、「グループ会社管理要領」により本社承認・報告事項を定め、子会社経営の管理を行う。取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告する。

ロ. 子会社が、当社からの経営管理および経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、子会社は監査室に報告する。

監査室は、直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができる。
監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

ハ、グループ会社全体を対象とした法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として「トナミグループ社内通報規程」を整備・運用する。

ニ、子会社の取締役、執行役、業務執行社員等の職務執行に係る事項の当社への報告体制として、取締役の業務執行状況および事業内容について、毎月当社の関係会社管理部に報告し、当社取締役会への四半期毎の事業内容の報告を行う。

ホ、子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、業務執行に係るリスクを的確に評価・認識し、個々のリスクにつき、これを予防するための「トナミグループ経営リスクマネジメント管理規程」を定め、リスク管理体制の一層の強化をはかる。具体的な対応については、グループ運営規程およびグループ会社管理要領に基づき、「大規模災害対応規程」「緊急時対応規程」「コンプライアンス規程」「トナミグループ社内通報規程」等に定める。

ヘ、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、各子会社について取締役および監査役を非常勤派遣し、意思決定・業務執行の適正に関する監督・監査を行う。グループ会社の経営に係る重要事項については、当社で事前協議のうえ、当社取締役会承認を得ることとし、取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」において、それぞれの執行責任者および責任内容、執行手続きを定め、効率的な職務執行を遂行する。

ト、子会社の取締役等および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制として、当社の内部監査部門がグループ会社の取締役等および使用人の職務の業務執行の適正性および遵法体制に関して、随時監査を実施し、当社監査役に報告する。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ、監査役の職務を補助すべき使用人については、監査室の職員とする。監査室の職員の人事異動については監査役会の同意を得たうえで取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

ロ、監査室職員は業務の執行に係る役職を兼務しない。

⑧取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ、取締役および使用人が監査役に報告すべき事項および時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役および使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告

を求めることができる。

ロ、「トナミグループ社内通報規程」を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

ハ、当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役員および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および使用人に周知徹底する。

⑨反社会的勢力排除にむけた体制

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないこととしております。

また、不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携のもと、関係各署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対行わないこととしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行の法令・定款への適合性および効率性の確保

当社の定例取締役会を12回開催し、定例報告確認事項のほか、取締役会規則に定められた重要項目について審査・決定するとともに、取締役の職務執行状況等のモニタリングを行い、取締役会への報告を行いました。

また、社長、担当取締役等で構成されるコンプライアンス委員会を毎月開催し、コンプライアンスおよび経営リスク管理状況について、各社の取締役会および当社取締役会への報告を行いました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理

文書取扱規程および文書保存規程に基づき、取締役会資料をはじめとする取締役の職務執行に係る文書を時系列に保存しました。

③ 損失の危険の管理

グループ各社の主要なリスクについて、コンプライアンス委員会を通じて、各社社長または担当役員から定期的に報告を受け、その管理状況を確認しました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転をとまなう買収提案についての判断は、最終的に

は当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買取者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買取者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社グループの企業価値の源泉は、①グループ事業の総合力、②偏りのない優良な顧客資産の構築、③地道な現場力と健全な財務体質、④中長期的な従業員との信頼関係にあるところ、当社株式の大量取得を行う者が、これらの当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を執ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

②基本方針の実現に資する特別な取組み

イ．中長期的な企業価値向上のための取組み

当社グループは、2021年度から2023年度までの「中期経営3ヵ年計画」をスタートさせました。その概要は以下のとおりです。

(1) コーポレートスローガン

『TONAMI NEW PLAN 2023』

(2) 期間

「2021年4月1日～2024年3月31日」までの3ヵ年

(3) 基本方針

DXによる業務効率化をさらに推進し生産性を上げ物流サービスと輸送事業の連携強化により、新たな社会構造の中で中長期的な成長を持続する。

(4) 重点戦略

①事業の成長

▶ 輸送サービスと物流サービスの連携強化・新規流通センター開発、M&Aや事業再編による事業の成長

②事業基盤の変革

▶ TDX（TONAMI デジタルトランスフォーメーション）による業務

効率の向上と物流輸送の高度化

③人材の確保

▶多様な人材の採用確保、事業形態や地域特性に応じた人事制度の構築

④資本形成

▶自己資本比率の向上と安定した資本政策

⑤経営品質の向上

▶経営品質（CSR・BCP）と成長性（ESG）評価や社会的認知度の向上

③内部統制体制の構築とコーポレート・ガバナンスの強化

当社は、企業価値および株主共同の利益を向上させるためには、経営の効率性、健全性、透明性を高め、内部統制体制を充実させることが重要であると考えており、2008年10月1日開催の取締役会で内部統制体制の方針を決議し、その基本方針に基づく健全な内部統制システムの構築をはかり、企業価値向上にむけて取り組んでおります。

さらに、コーポレート・ガバナンスに関する取組みとして、当社は、取締役会における業務執行に対する監督機能の強化のため、執行役員制度を導入することにより環境変化に即応した迅速な意思決定を可能とするとともに、社外取締役を2名選任し、その全員を東京証券取引所が定める独立性基準を満たした独立役員として届け出ております。

イ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、2017年6月28日開催の第97回定時株主総会決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入し、2020年6月26日開催の第100回定時株主総会決議に基づき更新しております（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）。本プランの目的、概要については、次のとおりです。

④本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、上記①に記載した基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得を抑止するために、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

⑤本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買

取者に事前の情報提供を求める等、上記目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買取者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会または株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買取を実行してはならないものとされています。

買取者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得にともなって買取者等以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買取者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。当社は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の当社取締役会の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣からの独立性を有する当社社外取締役および社外監査役等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様のご意思を確認することがあります。

さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

なお、本プランの有効期間は、2020年6月26日開催の第100回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしております。

ロ. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の中期経営3ヵ年計画および内部統制体制の構築ならびにコーポレート・ガバナンスの強化の各取組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは当社株式に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。

特に、本プランは、「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を充足していること、第100回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て更新されており、有効期間は3年と定められていること、本プランの発動の是非について株主の皆様のご意思を確認する仕組みが設けられていること、また当社の株主総会において選任された取締役によって構成される取締役会によりいつでも本プラン

を廃止できるものとされていること等、株主の皆様の意思を重視するものとなっております。また、これらに加え、当社経営陣からの独立性を有する社外取締役等によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家等を利用し助言を受けることができるとされていることにより、その判断の公正性・客観性が担保されております。

したがって、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 事業報告中の記載金額および株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|--------------------|----------------|------------------------|----------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 62,144 | 流 動 負 債 | 35,347 |
| 現金及び預金 | 34,775 | 支払手形 | 1,116 |
| 受取手形 | 1,786 | 営業未払金 | 12,953 |
| 営業未収入金及び契約資産 | 21,533 | 短期借入金 | 8,470 |
| リース投資資産 | 5 | 1年内返済予定の長期借入金 | 607 |
| 棚卸資産 | 804 | リース債務 | 2,556 |
| 未取還付法人税等 | 561 | 未払法人税等 | 1,597 |
| その他の | 2,812 | 未払消費税等 | 1,324 |
| 貸倒引当金 | △136 | 賞与引当金 | 1,475 |
| 固 定 資 産 | 100,366 | その他の | 5,247 |
| 有 形 固 定 資 産 | 76,180 | 固 定 負 債 | 39,302 |
| 建物及び構築物 | 19,989 | 社債 | 10,000 |
| 機械装置及び運搬具 | 3,245 | 長期借入金 | 7,520 |
| 土地 | 44,433 | リース債務 | 5,221 |
| リース資産 | 6,845 | 再評価に係る繰延税金負債 | 3,489 |
| 建設仮勘定 | 756 | 役員退職慰労引当金 | 219 |
| その他の | 910 | 債務保証損失引当金 | 63 |
| 無 形 固 定 資 産 | 879 | 退職給付に係る負債 | 7,375 |
| のれん | 116 | 繰延税金負債 | 4,817 |
| その他の | 762 | その他の | 595 |
| 投資その他の資産 | 23,307 | 負 債 合 計 | 74,649 |
| 投資有価証券 | 17,592 | 純 資 産 の 部 | |
| 破産更生債権等 | 36 | 株 主 資 本 | 74,360 |
| 繰延税金資産 | 801 | 資本金 | 14,182 |
| 退職給付に係る資産 | 93 | 資本剰余金 | 11,708 |
| その他の | 5,389 | 利益剰余金 | 50,549 |
| 貸倒引当金 | △606 | 自己株式 | △2,079 |
| | | その他の包括利益累計額 | 12,938 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 7,347 |
| | | 土地再評価差額金 | 5,782 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △191 |
| | | 非支配株主持分 | 562 |
| | | 純 資 産 合 計 | 87,861 |
| 資 産 合 計 | 162,511 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 162,511 |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------|-----|---------|
| | 内 訳 | 合 計 |
| 営業収益 | | 141,920 |
| 営業原価 | | 126,980 |
| 営業総利益 | | 14,939 |
| 販売費及び一般管理費 | | 7,558 |
| 営業利益 | | 7,381 |
| 営業外収益 | | 1,139 |
| 受取利息 | 168 | |
| 受取配当金 | 322 | |
| 受取家賃 | 117 | |
| 持分法による投資利益 | 151 | |
| 為替差益 | 33 | |
| その他 | 345 | |
| 営業外費用 | | 331 |
| 支払利息 | 234 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 62 | |
| その他 | 34 | |
| 経常利益 | | 8,189 |
| 特別利益 | | 249 |
| 固定資産売却益 | 198 | |
| 貸倒引当金戻入額 | 34 | |
| その他 | 15 | |
| 特別損失 | | 388 |
| 固定資産売却及び除却損 | 164 | |
| 投資有価証券評価損 | 60 | |
| 減損損失 | 51 | |
| 抱合せ株式消滅差損 | 36 | |
| 社葬関連費用 | 50 | |
| その他 | 24 | |
| 税金等調整前当期純利益 | | 8,050 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 2,560 |
| 法人税等調整額 | | 17 |
| 当期純利益 | | 5,472 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 80 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 5,391 |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 37,714 | 流動負債 | 25,698 |
| 現金及び預金 | 30,591 | 営業未払金 | 51 |
| 営業未収入金 | 26 | 短期借入金 | 3,500 |
| 貯蔵品 | 0 | 1年内返済予定の長期借入金 | 184 |
| 前払費用 | 5 | 未払金 | 39 |
| 短期貸付金 | 6,449 | 未払法人税等 | 80 |
| 未収入金 | 6 | 未払消費税等 | 3 |
| 未収還付法人税等 | 559 | 未払費用 | 40 |
| その他の貸倒引当金 | 194 | 預り金 | 21,775 |
| | △120 | 賞与引当金 | 23 |
| 固定資産 | 52,786 | 固定負債 | 20,119 |
| 有形固定資産 | 450 | 社債 | 10,000 |
| 建物 | 110 | 長期借入金 | 6,807 |
| 構築物 | 8 | 再評価に係る繰延税金負債 | 71 |
| 機械装置 | 0 | 債務保証損失引当金 | 63 |
| 車両運搬具 | 3 | 退職給付引当金 | 62 |
| 工具器具備品 | 32 | 繰延税金負債 | 3,084 |
| 土地 | 294 | その他の固定負債 | 29 |
| 無形固定資産 | 34 | 負債合計 | 45,818 |
| 借地権 | 33 | 純資産の部 | |
| ソフトウェア | 1 | 株主資本 | 37,304 |
| 投資その他の資産 | 52,301 | 資本金 | 14,182 |
| 投資有価証券 | 15,253 | 資本剰余金 | 11,684 |
| 関係会社株 | 34,795 | 資本準備金 | 3,545 |
| 長期貸付金 | 2,473 | その他資本剰余金 | 8,138 |
| 差入保証金 | 27 | 利益剰余金 | 13,517 |
| その他の他 | 134 | その他利益剰余金 | 13,517 |
| 貸倒引当金 | △383 | 繰越利益剰余金 | 13,517 |
| | | 自己株式 | △2,079 |
| | | 評価・換算差額等 | 7,377 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 7,218 |
| | | 土地再評価差額金 | 158 |
| | | 純資産合計 | 44,682 |
| 資産合計 | 90,500 | 負債・純資産合計 | 90,500 |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-------------------------|-----|-------|
| | 内 訳 | 合 計 |
| 営 業 収 益 | | 3,377 |
| 営 業 原 価 | | - |
| 営 業 総 利 益 | | 3,377 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 1,014 |
| 営 業 利 益 | | 2,362 |
| 営 業 外 収 益 | | 566 |
| 受 取 利 息 | 115 | |
| 受 取 配 当 金 | 302 | |
| 受 取 家 賃 | 53 | |
| 為 替 差 益 | 33 | |
| 債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額 | 49 | |
| そ の 他 | 13 | |
| 営 業 外 費 用 | | 155 |
| 支 払 利 息 | 49 | |
| 社 債 利 息 | 39 | |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 62 | |
| そ の 他 | 3 | |
| 経 常 利 益 | | 2,773 |
| 特 別 損 失 | | 111 |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 2 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損 | 60 | |
| 社 葬 関 連 費 用 | 49 | |
| そ の 他 の 特 別 損 失 | 0 | |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 2,661 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | | 25 |
| 当 期 純 利 益 | | 2,636 |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

トナミホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
富山事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三宅孝典
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安藝眞博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トナミホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トナミホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

トナミホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

富山事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三宅孝典
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安藝眞博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トナミホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

トナミホールディングス株式会社 監査役会

| | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 三 | 枝 | 保 | 弘 | 印 |
| 常勤監査役 | 輪 | 達 | 光 | 春 | 印 |
| 社外監査役 | 松 | 村 | 篤 | 樹 | 印 |
| 社外監査役 | 尾 | 田 | 利 | 之 | 印 |

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけており、業績・キャッシュフローの状況等を考慮しつつ安定配当を行うことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、創立80周年記念配当として10円および普通配当金10円を増配し、1株当たり80円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金80円 総額 725,020,720円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月30日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、グループ経営の強化のため取締役を1名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| | | | |
|------------|----------------------|---------------------------------------------------|-------|
| 候補者番号 1 | たか た かず お 高 田 和 夫 | 1956年3月14日生 当社株式所有数：3,200株 取締役会出席回数：12回／12回 | 男性 再任 |
|------------|----------------------|---------------------------------------------------|-------|

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年6月 トナミ運輸㈱入社
 2007年6月 同社取締役上席執行役員
 2008年10月 当社取締役
 2017年6月 当社専務取締役
 経営企画グループ担当
 2023年1月 当社代表取締役社長（現在）
 経営企画グループ担当（現在）

重要な兼職の状況

トナミ運輸㈱代表取締役社長

取締役候補者とした理由

高田和夫氏は、経営企画・事業戦略部門での豊富な経験と見識を有しており、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。2023年1月からは当社代表取締役社長に就任しており、当社の経営理念を実現するにあたり、当社グループ経営の推進とコーポレート・ガバナンスの更なる強化に適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

| | | | |
|------------|----------------------|-----------------------------|-------|
| 候補者番号 2 | たか た かず や 高 田 一 哉 | 1964年3月14日生 当社株式所有数：700株 | 男性 新任 |
|------------|----------------------|-----------------------------|-------|

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年4月 トナミ運輸㈱入社
 2007年6月 同社3PL管理部長
 2010年3月 第一倉庫㈱（現トナミ第一倉庫物流㈱）代表取締役社長
 2015年6月 トナミ運輸㈱取締役上席執行役員
 2021年6月 同社常務取締役（現在）
 物流統括本部ロジ・ソリューション事業部長（現在）

重要な兼職の状況

トナミ運輸㈱常務取締役

取締役候補者とした理由

高田一哉氏は、3PL事業部門における事業の拡大、更には業務運営に関して豊富な経験と見識を有しており、当社グループの物流戦略を実践してまいりました。当社の経営理念を実現するにあたり、当社グループの物流戦略を適切に遂行できると判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。

| | | | | |
|------------|-----------------------|-------------------------------------------------|----|----|
| 候補者番号 3 | さ とう まさ あき 佐 藤 公 昭 | 1965年1月22日生 当社株式所有数：700株 取締役会出席回数：12回／12回 | 男性 | 再任 |
|------------|-----------------------|-------------------------------------------------|----|----|

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年4月 トナミ運輸㈱入社
 2013年7月 当社執行役員 関係会社管理部部長
 2016年6月 当社執行役員 社長室長 兼 経営管理グループ総務部長
 2019年6月 当社取締役（現在）
 経営管理グループ担当 兼 社長室長 兼 内部統制担当（現在）

重要な兼職の状況

トナミ運輸㈱常務取締役
 トナミビジネスサービス㈱代表取締役社長

取締役候補者とした理由

佐藤公昭氏は、経理財務・総務部門で豊富な経験と見識を有しております。当社の経営理念を実現するにあたり、当社グループの管理部門の統括管理、サステナビリティの推進、コンプライアンス体制の遂行に適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

| | | | | |
|------------|----------------------|-----------------------------|----|----|
| 候補者番号 4 | お じま てつ や 小 島 鉄 也 | 1958年5月22日生 当社株式所有数：100株 | 男性 | 新任 |
|------------|----------------------|-----------------------------|----|----|

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年4月 ㈱第一勸行銀行（現㈱みずほ銀行）入行
 2013年6月 当社入社
 当社執行役員 事業戦略室長
 2014年6月 当社執行役員 事業戦略室長 兼 経営管理グループ部長
 2015年6月 当社執行役員 事業戦略室長 兼 法務部長（現在）

重要な兼職の状況

トナミ運輸㈱取締役上席執行役員

取締役候補者とした理由

小島鉄也氏は、金融機関における経験と知見を活かし、経営企画部門において、企業法務全般やM&A等の重要プロジェクトを推進してまいりました。当社の経営理念を実現するにあたり、その幅広い職務経験と知見を活かし、当社グループの事業戦略の遂行に適任であると判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。

| | | | | |
|------------|------------------------|-----------------------------|----|----|
| 候補者番号 5 | たか やなぎ こう じ 高 柳 幸 司 | 1965年9月21日生 当社株式所有数：700株 | 男性 | 新任 |
|------------|------------------------|-----------------------------|----|----|

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年4月 トナミ運輸㈱入社
2021年10月 当社執行役員 経営企画グループ部長（現在）
トナミ運輸㈱執行役員 経営企画本部部长
2022年4月 同社執行役員 経営企画本部部长兼システムサポートセンター長
2022年6月 同社取締役上席執行役員（現在）
経営企画本部部长兼システムサポートセンター長（現在）

重要な兼職の状況

トナミ運輸㈱取締役上席執行役員

取締役候補者とした理由

高柳幸司氏は、人事に関わる豊富な経験と見識を有しており、当社の経営理念を実現するにあたり、当社グループの人事戦略全般の遂行に適任であると判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。

| | | | | | | |
|------------|-------------------------|-----------------------------------------------|----|----|----|----|
| 候補者番号 6 | いぬ しま しんいちろう 犬 島 伸一郎 | 1940年3月20日生 当社株式所有数：0株 取締役会出席回数：12回／12回 | 男性 | 社外 | 独立 | 再任 |
|------------|-------------------------|-----------------------------------------------|----|----|----|----|

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1963年4月 ㈱北陸銀行入行
1996年6月 同行専務取締役
1998年6月 同行取締役頭取
2002年6月 同行特別顧問
2003年6月 同行特別参与
当社監査役
2015年6月 当社取締役（現在）

重要な兼職の状況

コーセル㈱社外取締役（監査等委員）

社外取締役在任年数（本株主総会終結時）

8年

候補者との特別の利害関係

なし

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

犬島伸一郎氏は、長年の金融機関における経験、企業経営の幅広く豊富な経験と見識を有し、当社の事業内容等にも十分に精通され、経営体制の強化に有効な人材として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。当社の社外取締役として経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。

独立性について

当社は犬島氏を、東京証券取引所が規定する独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員となる予定です。

| | | | | | | | | | |
|------------|---------|---------|---------|--------|------------------------------------------------|----|----|----|----|
| 候補者番号 7 | はや 早 | みず 水 | のぶ 暢 | や 哉 | 1957年10月26日生 当社株式所有数：0株 取締役会出席回数：12回／12回 | 男性 | 社外 | 独立 | 再任 |
|------------|---------|---------|---------|--------|------------------------------------------------|----|----|----|----|

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1990年4月 弁護士登録（東京弁護士会）
樋口法律事務所入所
1992年4月 早水法律事務所開設（現在）
2021年6月 当社取締役（現在）

重要な兼職の状況

早水法律事務所所長

社外取締役在任年数（本株主総会終結時）

2年

候補者との特別の利害関係

同氏と顧問弁護士契約を締結しており、顧問料および報酬等を支払っておりますが、その額は年間1,000万円未満であり、一般株主と利益相反が生じるおそれなく独立性に影響を及ぼすものではありません。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

早水暢哉氏は、弁護士として豊富な経験と知識を有しており、法律の専門家としての高い見識を活かして、客観的な立場で当社経営の適正な運営について助言や指導をいただくことに適任と考えたことから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に参与した経験を有していませんが、当社の社外取締役として法的側面からの視点も踏まえ、当社の経営ガバナンスの向上に貢献していただくことを期待しております。

独立性について

当社は早水氏を、東京証券取引所が規定する独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員となる予定です。

| | | | | | | |
|------------|----------------------|----------------------------------------------|----|----|----|----|
| 候補者番号 8 | かさ い ち あき 笠 井 千 秋 | 1953年12月15日生 当社株式所有数：0株 取締役会出席回数：9回／9回 | 男性 | 社外 | 独立 | 再任 |
|------------|----------------------|----------------------------------------------|----|----|----|----|

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1976年4月 ㈱日本興業銀行（現㈱みずほ銀行）入行
2002年12月 ㈱タカギセイコー出身
2007年10月 同社代表取締役社長
2014年6月 同社代表取締役会長
2016年6月 同社取締役相談役
2022年6月 当社取締役（現在）

重要な兼職の状況

なし

社外取締役在任年数（本株主総会終結時）

1年

候補者との特別の利害関係

なし

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

笠井千秋氏は、長年にわたる金融機関ならびに企業経営の豊富な経験と見識を有しており、当社の経営体制の強化に有効な人材として、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化に対して、客観的な立場から指導・助言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

独立性について

当社は笠井氏を、東京証券取引所が規定する独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員となる予定です。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 犬島伸一郎氏は、過去に当社の監査役であったことがあります。
3. 犬島伸一郎氏、早水暢哉氏および笠井千秋氏は、社外取締役候補者であります。
4. 犬島伸一郎氏、早水暢哉氏および笠井千秋氏が社外取締役に再任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は各氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を継続する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役および監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】第2号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

| 氏名 | 独立社外 | 取締役候補者に期待するスキル | | | | | | |
|-------|------|----------------|-------------|--------------------------|---------------|---------------|--------------------------|---------------|
| | | 企業経営 | 物流・ 輸送事業 | サステナ ビリテイ ・ ESG | 人事 ・ 労務 | 財務 ・ 会計 | 法務 ・ リスク マネジメント | IT ・ DX |
| 高田和夫 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 高田一哉 | | ○ | ○ | | ○ | | | |
| 佐藤公昭 | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | |
| 小島鉄也 | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 高柳幸司 | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 犬島伸一郎 | ○ | ○ | | | | ○ | | |
| 早水暢哉 | ○ | | | | ○ | | ○ | |
| 笠井千秋 | ○ | ○ | | | | ○ | | |

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役松村篤樹氏、尾田利之氏の2名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| | | | | | | |
|------------|-----------------------|-----------------------------------------------|----|----|----|----|
| 候補者番号 1 | まつ むら あつ き 松 村 篤 樹 | 1949年11月7日生 当社株式所有数：0株 監査役会出席回数：12回/12回 | 男性 | 社外 | 独立 | 再任 |
|------------|-----------------------|-----------------------------------------------|----|----|----|----|

略歴、当社における地位ならびに重要な兼職の状況

1974年11月 監査法人八重洲事務所（現八重洲監査法人）入所
1980年9月 松村篤樹公認会計士・税理士事務所開設
1982年11月 監査法人太田哲三事務所（現EY新日本有限責任監査法人）入所
2007年11月 あおぞら経営㈱代表取締役（現在）
あおぞら経営税理士法人代表社員（現在）
2018年2月 当社監査役（現在）

重要な兼職の状況

あおぞら経営㈱代表取締役
あおぞら経営税理士法人代表社員
アルピス㈱社外取締役

社外監査役在任年数（本株主総会終結時）

5年4ヶ月

候補者との特別の利害関係

同氏と顧問契約は締結しておりませんが、同氏が代表社員を務めるあおぞら経営に、不定期にデュエリジェンス等を依頼し、あおぞら経営に対して報酬等を支払うことはありますが、その額は年間1,000万円未満であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく独立性に影響を及ぼすものではありません。

社外監査役候補者とした理由

松村篤樹氏は、公認会計士・税理士として、税務、財務および会計に関する見識を有しており、その専門的知見から当社の経理業務に関する指導および経営の監視機能強化につながるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものです。

独立性について

当社は松村氏を、東京証券取引所が規定する独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、社外監査役に就任した場合、引き続き独立役員となる予定です。

| | | | | | | |
|------------|----------------------|-----------------------------------------------|----|----|----|----|
| 候補者番号 2 | お だ とし ゆき 尾 田 利 之 | 1955年12月5日生 当社株式所有数：0株 監査役会出席回数：12回／12回 | 男性 | 社外 | 独立 | 再任 |
|------------|----------------------|-----------------------------------------------|----|----|----|----|

略歴、当社における地位ならびに重要な兼職の状況

1978年4月 東京国税局入局
2012年7月 金沢国税局 七尾税務署長
2016年7月 中野一輝税理士事務所入所（現在）
2019年6月 当社監査役（現在）

重要な兼職の状況

中野一輝税理士事務所部長

社外監査役在任年数（本株主総会終結時）

4年

社外監査役候補者とした理由

尾田利之氏は、国税局における豊富な実務経験に加え、税理士としての専門的知見から当社の監査に関する指導および経営の監視機能強化につながるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものです。

独立性について

当社は尾田氏を、東京証券取引所が規定する独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、社外監査役に就任した場合、引き続き独立役員となる予定です。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松村篤樹氏および尾田利之氏は、社外監査役候補者であります。
3. 松村篤樹氏および尾田利之氏が社外監査役に再任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を継続する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
4. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役および監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残任期間とします。また、本決議の効力は、当社定款の定めにより選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなり、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができることといたしたく存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

いし い のり ふみ 1956年7月3日生
石 井 教 文 当社株式所有数：0株

男性 社外

略歴、地位および重要な兼職の状況

1985年4月 判事補任官
1992年5月 弁護士登録（大阪弁護士会）
大阪西総合法律事務所（現弁護士法人大阪西総合法律事務所）入所（現在）
2004年4月 京都産業大学大学院法務研究科教授
2006年10月 全国倒産処理弁護士ネットワーク常務理事
2007年6月 N T N(株)社外監査役
2010年4月 大阪地方裁判所民事調停委員

重要な兼職の状況

弁護士法人大阪西総合法律事務所

補欠の社外監査役候補者とした理由

石井教文氏は、長年の弁護士としての豊富な実務経験、法務に関する高度な知見を有しており、当社の監査に関する指導および経営の監視機能強化につながるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 候補者石井教文氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石井教文氏は、補欠の社外監査役候補者であり、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、監査役に就任した場合は、独立役員として届け出る予定であります。
3. 石井教文氏が監査役に就任した場合、当社定款の規定に基づき当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
4. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役および監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年6月29日開催の第86回定時株主総会において、年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額250百万円以内といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる数として年2,500株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合には、かかる分割比率又は併合比率等に応じて調整されるものとする。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告4. 会社役員に関する事項（4）当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等①に記載のとおりであり、本議案の承認可決を条件として、その内容を、本議案に記載のとおり変更することを2023年6月1日開催の取締役会において決議しております。しかるところ、本議案の内容は、変更後の当該方針に沿って報酬等を支給するために必要かつ合理的なものであるため、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。また、当該議案が原案通りに承認された場合、当社の一部の子会社（以下「当社子会社」といいます。）の取締役に対しても、当社取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

本議案による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から当社の取締役を退任する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役の退任が当社の取締役会が正当と認める理由による退任であることを条件として、本割当株式の全部（ただし、下記(3)②により本割当株式の一部を当社が無償取得する場合にはその無償取得後の残部）について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 本割当株式の無償取得

①当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

②また、本割当株式に係る報酬の対象である職務執行期間内に退任した場合にはその残存期間に応じた数の本割当株式を当社が無償取得するほか、非違行為があった場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式の全部を無償で取得する。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

【ご参考】

第104期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）以降における当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2023年6月1日に第103回定時株主総会において取締役の報酬等に関する議案が原案のとおり承認可決されることを条件として、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項を以下のとおり定めました。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に関しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

②基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社の役員報酬規程に基づき、役位、業務執行の困難さ、責任の重大性、会社の業績、社員給与とのバランス、世間相場等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③非金銭報酬等の内容および額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、業務執行取締役に対して、業績に連動しない株式報酬（RS）を付与する。

株式報酬（RS）は取締役会の決議により毎年、一定の時期に付与され、原則として退任時に譲渡制限が解除される。ただし、当社が当該株式を無償取得することが相当である事由が発生した場合、当社は対象取締役より当該株式を無償で取得する。

付与する株式の個数は、役位、職責、株価等を踏まえて決定される。

第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

当社が、2020年6月1日開催の当社取締役会において更新を決議し、同年6月26日開催の当社第100期事業年度に係る当社定時株主総会において株主のみなさまのご承認をいただきました当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）は、本総会の終結の時をもって有効期間が満了することとされております。

当社は、旧プランの有効期間の満了に先立ち、2023年6月1日開催の当社取締役会において、本総会において株主のみなさまのご承認をいただくことを条件に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として旧プランの内容を一部改定したうえ、更新すること（以下「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。）を決議いたしました。

つきましては、株主のみなさまに本プランの更新についてご承認をお願いするものであります。なお、本更新に際しては、近時の買収防衛策に関する裁判例や実務動向等を踏まえ、主に、①本プランの対象となる「買付等」の定義、②本プランの発動に際して株主意思を確認する場合、及び③本プランの発動に際して割り当てる新株予約権の内容等について、全般的に見直しを行っております。

1. 提案の理由

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の

提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社グループの企業価値の源泉は、①グループ事業の総合力、②偏りのない優良な顧客資産の構築、③地道な現場力と健全な財務体質、④中長期的な従業員との信頼関係にあるところ、当社株式の大量取得を行う者が、これらの当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、上記(1)に記載した基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得を抑止するために、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案したり、あるいは株主のみなさまがかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のみなさまのために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2. 提案の内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。

買取者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権（下記(2)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じとします。）の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買取者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買取者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。当社は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の当社取締役会の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣からの独立性を有する当社社外取締役及び社外監査役等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主のみなさまの意思を確認することがあります。

さらに、こうした手続の過程については、株主のみなさまへの情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①から③までのいずれかに該当する行為又はこれらに類似する行為（これらの提案(注1)を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等(注2)について、保有者(注3)の株券等保有割合(注4)が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等(注5)について、公開買付け(注6)を行う者の株券等所有割合(注7)及びその特別関係者(注8)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- ③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i) 当社の株券等の取得をしようとする者又はその共同保有者(注9)若しくは特別関係者（以下、本③において「株券等取得者等」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果とし

て当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(注10)を樹立する行為(注11)であって、(ii)当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為

買付等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権(その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。)の無償割当ての不実施に関する決議を行い、又は当社株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面(買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとします。)及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書(以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。)を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限るものとします。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書(以下に定義されます。)の様式(買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。)を買付者等に対して交付いたします。買付者等には、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報(以下「本必要情報」といいます。)等を記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会(独立委員会の委員の選任基準、決議事項、決議要件等については、別紙1「独立委員会規則の概要」、本更新時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。)に送付します。当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判

断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めたうえ、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会及び独立委員会双方に追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び買付者等を被支配法人等(注12)とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）（注13）
 - ② 買付等の目的、方法及び内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
 - ③ 買付等の価額及びその算定根拠の詳細
 - ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の詳細、並びに、買付者等による当社の株券等の過去における取得に関する情報
 - ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
 - ⑥ 買付等に関する第三者との間における意思連絡の有無及びその内容
 - ⑦ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
 - ⑧ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社グループの従業員、取引先、お客様その他の当社グループに係る利害関係者等に対する対応方針
 - ⑨ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
 - ⑩ 反社会的勢力との関係に関する情報
 - ⑪ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討
- ① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び当社取締役会又は独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会検討期間（下記②「独立委員会による検討等」に定義されます。）の範囲内で独立委員会が適宜設定する回答期限までの間（以下「取締役会検討期間」といいます。）、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等からの情報等（追加的に提供を要求したのものも含みます。）の提供がなされたと認めた場合、かかる情報等の全てを受領した日から原則として90日が経過するまでの間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。

独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報の提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案（もしあれば）の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として30日を超えないものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

(e) 独立委員会の勧告等

独立委員会は、上記の 절차를踏まえ、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（下記「本新株予約権の無償割当ての要件」において定義します。以下同じとします。）に該当すると判断した場合には、引き続き買付者等より情報提供を受け、又は買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。なお、独立委員会は本新株予約権の無償割当ての実施等に関して事前又は事後に株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を中止・撤回し、買付等が存しなくなった場合(注14)

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等について、発動事由に該当しないと判断した場合は、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行わないものとします。但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告を行わない場合であっても、後日、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記(e)に従って勧告を受けた場合、当該勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。但し、下記(g)に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い取締役会決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、(I) 独立委員会が、上記(e)に従い、本新株予約権の無償割当ての実施に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、もしくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は(II) 当社取締役会が、取締役の善管注意義務に照らし、本新株予約権の無償割当ての実施の是非について株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます(注15。))を招集し、株主のみなさまの意思を確認することとします(注16)。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況(意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含みます。)、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

以下の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であること（以下「発動事由」といいます。）

- (a) 本プランに定められた手続に従わない買付等である場合（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）
- (b) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、お客様、取引先その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (e) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社のブランド力、企業文化又は当社の従業員もしくはお客様等との関係を損なうことなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)買付者等、(Ⅱ)買付者等の共同保有者、(Ⅲ)買付者等の特別関係者、もしくは(Ⅳ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅲ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者（その共同保有者・特別関係者を含みます。）、又は、(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者の関連者(注17)（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者を「非適格

者」(注18)と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。

なお、当社取締役会は、ある者が非適格者に該当するかを判断するにあたり(注19)、独立委員会の意見を聴取し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権無償割当て決議で定めるところに従い、本新株予約権全てを無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち、当該取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。
また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。
- ③ 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降の日で取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないとされているもの(注

20)を対価として交付することができます。また、当該新株予約権には、一定期間(注21)の経過後、一定の場合に合理的な対価を交付することにより当社が取得することができること等の取得条項が規定される場合があります。当該新株予約権の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。

- ④ その他の取得に関する事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- (j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- (k) 新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。
- (l) その他
上記に定めるほか、本新株予約権の内容については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。但し、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本プランの導入の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び(修正・変更の場合には)修正・変更の内容その他の事項につき、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2023年6月1日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

- (注1) 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において同じとします。
- (注10) 「当該株券等取得者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が存するか否かの判定は、現在又は過去の資本関係(共同支配の関係を含みます。)、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等や、当該株券等取得者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとしします。
- (注11) 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要なとされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求むることがあります。
- (注12) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- (注13) 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
- (注14) 例えば、既に開始している買付等を中止・撤回(買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告(金融商品取引法第27条の11第2項本文)がなされることを要します。)した上で、①買付等を一定の期間実施しないこと、②一定の期間以内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該

誓約書を遵守する場合は考えられます。

- (注15) 会社法第295条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合も含めて「株主意思確認総会」と記載しております。
- (注16) 株主意思確認総会においては、原則として普通決議により株主の皆様の意思を確認することとしますが、買付等の目的、方法及び内容並びに買付者等と一般株主の間における利益相反の可能性を含む諸般の事情を総合的に勘案して、買付者等及び独立委員会が当該議案との関係で買付者等と特別の利害関係を有すると認める者を、その承認可決要件の計算から除外して取り扱うことがあります。
- (注17) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と実質的に共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。また、組合その他のファンドに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。
- (注18) 但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、非適格者に該当しないものとします。
- (注19) 当社取締役会は、非適格者の該当性が問題となっている者に対し、その判断に必要な情報等の提供を求めることがあります。
- (注20) 但し、一定の場合には、非適格者による当該新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがあります。具体的には、買付者等が、既に開始している買付等中止・撤回（買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告（金融商品取引法第27条の11第2項本文）がなされることを要します。）した上で、①買付等を一定の期間実施しないこと、②一定の期間以内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合には、かかる買付者等その他の非適格者は、その保有する当該新株予約権につき、一定の割合の範囲内に限り行使することができることなどが定められることなどがあります。
- (注21) 当該新株予約権が交付された日から10年間とすることが想定されています。

以上

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社の社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を速やかに行う（但し、株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
 - ② 買付者等の買付等に関する株主意思の確認
 - ③ 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ④ 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ⑤ 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ⑥ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑦ 買付者等との間の協議・交渉
 - ⑧ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑨ 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑩ 株主意思確認総会招集の要否及びその目的の決定

- ⑪ 本プランの修正又は変更に係る承認
 - ⑫ 非適格者の該当性の判断
 - ⑬ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑭ 当社取締役会が別途独立委員会に諮問し、又は別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社又は当社グループ会社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・ 独立委員会は、当社の費用で、専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
 - ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の過半数が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会委員略歴

本プラン更新時の独立委員会の委員は、以下の5名を予定しております。

【氏名】 早水 暢哉（はやみず のぶや）

【略歴】 1957年10月26日生

1990年4月 弁護士登録（東京弁護士会）
樋口法律事務所入所
1992年4月 早水法律事務所開設（現在）
2021年6月 当社社外取締役（現在）

早水 暢哉氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。同氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

【氏名】 松村 篤樹（まつむら あつき）

【略歴】 1949年11月7日生

1974年11月 監査法人八重洲事務所（現八重洲監査法人）入所
1980年9月 松村篤樹公認会計士・税理士事務所開設
1982年11月 監査法人太田哲三事務所
（現EY新日本有限責任監査法人）入所
2007年11月 あおぞら経営㈱代表取締役（現在）
あおぞら経営税理士法人代表社員（現在）
2018年2月 当社監査役（現在）
2020年6月 アルビス㈱社外取締役（現在）

松村 篤樹氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。同氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

【氏名】尾田 利之（おだ としゆき）

【略歴】1955年12月5日生

1978年4月 東京国税局入局
2012年7月 金沢国税局 七尾税務署長
2016年7月 中野一輝税理士事務所入所（現在）
2019年6月 当社監査役（現在）

尾田 利之氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。同氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

【氏名】齊藤 寿雄（さいとう ひさお）

【略歴】1947年8月26日生

1976年4月 金沢弁護士会登録
1980年1月 富山県弁護士会へ登録換
齊藤法律事務所代表
2001年4月 富山県弁護士会会長、日弁連理事
2007年4月 高岡市選挙管理委員
2014年4月 齊藤・加藤法律事務所所長
2016年4月 高岡市行政不服審査会委員
2022年1月 加藤・齊藤法律事務所弁護士（現在）

齊藤 寿雄氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

【氏名】梶 義明（かじ よしあき）

【略歴】1954年1月6日生

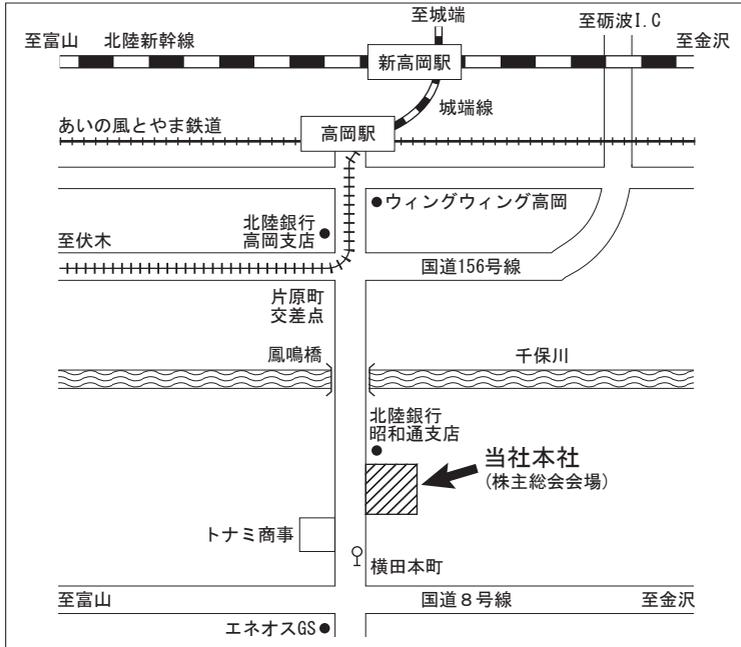
1978年4月 山田昌夫税理士事務所 入所
1981年2月 梶税理士事務所代表（現在）
2017年6月 北陸税理士会副会長

梶 義明氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

以 上

第103回 定時株主総会会場ご案内図

会 場 富山県高岡市昭和町3丁目2番12号
当社本社 4階ホール



交 通 *高岡駅より徒歩約20分

*バス利用の場合

新高岡駅①番のりば、高岡駅③番のりば（福岡・石動方面行）

「横田本町」下車、徒歩約2分